

1 相談の窓口

||||||| 福祉全般の窓口 |||

区役所厚生部（福祉事務所・保健センター）

保健・福祉サービスを一体的に提供するため、生活に困っている方、心身に障害のある方、児童、高齢者、母子・父子・寡婦家庭などで、さまざまな心配ごとを持っている方々の相談を受け、必要に応じた援護・措置などを行う福祉事務所と、妊産婦・乳幼児・児童・成人・高齢者・精神障害者の保健についての相談と指導を行う保健センターが連携して業務を行っています。

厚生部は、地域支えあい課・福祉課・生活課の3課体制です。

相談窓口

担当課	相談の内容	
地域支えあい課	高齢者の医療・福祉の相談	認知症への支援、介護予防事業、老人ホームへの入所、高齢者虐待に関する相談 など
	児童の福祉相談	こどもの養育、子育て短期支援事業（児童） など
	妊娠・出産・育児の相談	母子健康手帳、乳幼児健診、育児教室 など
	健康相談、健診・検診	健康相談、歯科相談、栄養相談、健康教室、エイズの検査・相談、元気じゃ健診（健康診査）、がん検診 など
	予防接種の相談	五種混合、麻しん風しん、日本脳炎、水痘、BCG、B型肝炎、高齢者肺炎球菌、インフルエンザ など
	被爆者の相談	健康・生活相談、原爆養護ホームへの入所相談 など
	精神保健福祉相談	心の悩みやストレスに関する相談 など
	難病の相談	健康・生活相談など
福祉課	高齢者の医療・福祉の相談	後期高齢者医療制度、あんしん電話の設置、配食サービス、おむつや卓上電磁調理器の給付、住宅改修費補助 など
	介護保険に関する相談	被保険者証交付、保険料賦課・納付、要介護認定・給付 など
	児童の福祉相談	保育園等への入園、児童手当、こども医療費補助、子育て短期支援事業（母子）、未熟児養育医療の申請受付 など
	ひとり親家庭等の福祉相談	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費補助、母子・父子・寡婦福祉資金貸付 など
	障害のある方の医療・福祉の相談	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）、重度心身障害者医療補助、障害福祉サービス、手当 など
	難病の相談	特定医療費の申請受付、障害福祉サービス など
	小児慢性特定疾病の相談	医療費、交通費の申請受付 など
生活課	くらしに困っている方の相談	生活保護 など

※ 障害者虐待に関する相談は、P 6 障害福祉課で行っています。

●保健・医療・福祉総合相談窓口

全区の地域支えあい課に保健・医療・福祉総合相談窓口を開設しています。

保健師とケースワーカーが、電話か面接で、高齢者や心身に障害のある方等からの相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう関係機関との連絡調整を行います。

医療相談については、各区医師会との連携によるかかりつけ協力医紹介事業、医療相談事業を実施しています。

受付時間 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日、8月6日を除く毎日、8:30～17:15。

所在地

区役所厚生部 (福祉事務所・ 保健センター)	所在地	TEL (FAX)				
		地域支えあい課 ☎: 総合相談窓口			福祉課 ☎: 高齢介護係 高齢福祉担当 ☎: 高齢介護係 介護保険担当 ☎: 児童福祉係 ☎: 障害福祉係	生活課
			こども家庭 センター	地域子育て 支援センター		
中 区	☎730-8565 中区大手町四丁目1-1 (中区厚生部・ 中区地域福祉センター内)	☎504-2586 504-2852 504-2109 504-2528 (504-2175)	504-2739	504-2174	☎504-2570 ☎504-2478 ☎504-2569 ☎504-2588 (504-2175)	504-2568 504-2571 504-2688 504-2572 504-2689 504-2331 504-2334 504-2443 504-2333 (504-2175)
東 区	☎732-8510 東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター内)	☎568-7731 568-7735 568-7729 (568-7790)	568-7794	261-0315	☎568-7730 ☎568-7732 ☎568-7733 ☎568-7734 (568-7781)	568-7725 568-7726 568-7727 568-7728 (264-5271)
南 区	☎734-8523 南区皆実町一丁目4-46 (南区役所別館内)	☎250-4109 250-4133 250-4108 (254-4030)	250-4160	250-4134	☎250-4107 ☎250-4138 ☎250-4131 ☎250-4132 (254-9184)	250-4103 250-4104 250-4105 250-4141 250-4155 (254-9184)
西 区	☎733-8535 西区福島町二丁目24-1 (西区厚生部・ 西区地域福祉センター内)	☎294-6289 294-6512 294-6384 294-6235 (294-6113)	294-6519	503-6288	☎294-6218 ☎294-6585 ☎294-6342 ☎294-6346 (294-6311)	294-6109 294-6117 294-6119 294-6583 294-6069 294-6135 (294-6311)
安佐南区	☎731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	☎831-4568 831-5003 831-4944 831-4942 (870-2255)	831-5017	877-2146	☎831-4941 ☎831-4943 ☎831-4945 ☎831-4946 (870-2255)	831-4939 831-4940 831-5010 831-4973 (870-2255)

区役所厚生部 (福祉事務所・ 保健センター)	所在地	TEL (FAX)				
		地域支えあい課 ☎: 総合相談窓口			福祉課	生活課
			子ども家庭 センター	地域子育て 支援センター	☎: 高齢介護係 高齢福祉担当 ☎: 高齢介護係 介護保険担当 ☎: 児童福祉係 障害福祉係	
安 佐 北 区	☎ 731-0221 安佐北区可部三丁目 19-22 (安佐北区総合福祉センター内)	☎819-0587 819-0588 819-0616 819-0586 (819-0602)	819-0639	819-0617	☎819-0585 ☎819-0621 ☎819-0605 ☎819-0608 (819-0602)	819-0575 819-0576 819-0620 819-0614 (819-0602)
安 芸 区	☎ 736-8555 安芸区船越南三丁目 2-16 (安芸区総合福祉センター内)	☎821-2810 821-1707 821-2820 821-2809 (821-2832)	821-2827	821-2821	☎821-2808 ☎821-2823 ☎821-2813 ☎821-2816 (821-2832)	821-2804 821-2806 (821-2832)
佐 伯 区	☎ 731-5195 佐伯区海老園一丁目 4-5 (佐伯区役所別館内)	☎943-9728 943-9575 943-9733 943-9731 (923-1611)	943-9773	921-5010	☎943-9729 ☎943-9730 ☎943-9732 ☎943-9769 (923-1611)	943-9725 943-9726 943-9764 (923-1611)

※ 区役所庁舎とは異なる建物に所在します。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱される委員で、社会奉仕の精神をもって地域福祉の増進に努める民間のボランティアです。色々な悩みや問題を抱えて困っている方々に対して、関係機関等と協力しながら解決に向けた支援を行います。児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、子どもに関する相談支援活動も行っています。民生委員・児童委員には区域担当委員と担当区域をもたず児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

資格要件 市議会議員の選挙権を有する方のうち、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のある方を、市の民生委員推薦会の推薦に基づき、市長が市の社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。ただし、年齢は、(1)区域を担当する委員が新たに選任される場合は75歳未満、再任される場合は原則75歳未満、(2)児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員（主任児童委員）が新たに選任される場合は原則55歳未満、再任される場合は65歳未満となっています。

職務内容 地域住民の福祉増進のための調査、情報提供、相談、助言等の活動を行うほか、福祉事務所・児童相談所など関係行政機関に協力して、次のような活動を行います。

①生活保護に関する相談および助言 ②各種実態調査への協力 ③高齢者・心身障害者(児)の福祉に関する相談および助言 ④児童福祉に関する相談および助言 ⑤ひとり親家庭および寡婦の福祉に関する相談および助言 ⑥母子保健に関する相談および助言など

また、各地域において民生委員児童委員協議会を組織し、地域の福祉を高めるた

め地域の事情に応じた活動を行います。

任 期 3年（補欠の委員は、前任者の残任期間）

相談方法 現在1,996名（うち主任児童委員203名）（定数）の委員がおり、自宅の玄関に「民生委員・児童委員」と書かれた門標を掲げ、相談に応じています。各地域を担当する民生委員の連絡先などは各区厚生部地域支えあい課（4ページ）にお問い合わせください。

根拠規程 民生委員法、児童福祉法第16条・第17条・第18条

市役所（健康福祉局・こども未来局）（代表電話番号 245-2111）

○健康福祉局

健康福祉局は市における社会福祉、介護保険、国民健康保険、保健衛生および原爆被害者対策等に関する事務を担当しており、各課の分掌のうち主なものは次のとおりです。

課 名	分 掌 事 務	TEL(FAX)
健康福祉企画課	局の基本方針・計画等の総合調整、局の総括、災害救助	直通 504-2133、2144 内線 3811、3812、3814、3816 3835、3838、3856～ 3859、3893、3894、3895 (504-2169)
地域共生社会推進課	地域共生社会の実現に向けた企画等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員	直通 504-2137、2603 内線 3817、3821、3823、3836、 3839、3847、3850 (504-2169)
監査指導課	社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査	直通 504-2593 内線 3831～3833
高齢福祉課	高齢者の福祉、地域包括ケアの推進	直通 504-2143、2145 内線 3861～3867 3885～3887 (504-2136)
地域包括ケア推進課		直通 504-2648、2988 内線 3868、3869、3888、3889 3890、3891、3896 (504-2136)
介護保険課	介護保険事業の総合調整	直通 504-2173、2363、2183、2721 内線 4009、4011～4018、4020 4063～4069、4091～4097 (504-2136)
障害福祉課	障害者（児）の福祉、障害者施策の総合調整、障害者虐待に関する相談	直通 504-2147 内線 3871～3879 (504-2256)
障害自立支援課	障害福祉サービス等提供体制整備	直通 504-2148 内線 3991～3997 (504-2256)

課名	分掌事務	TEL(FAX)
精神保健福祉課	精神保健および精神障害者の支援体制整備	直通 504-2228 内線 3881 ~ 3883 (504-2256)
精神保健福祉センター	精神保健および精神障害者の福祉に関する相談・技術支援・研修・社会復帰指導・精神保健福祉手帳の判定事務等	直通 (代表)245-7746 (庶務係)245-7745 (デイ・ケア課)245-9174 (相談専用ダイヤル)245-7731 (245-9674)
原爆被害対策部	調査課	原爆被爆者対策に関する調査企画、援護施設の整備
	援護課	被爆者健康手帳等の交付および被爆者健康診断・医療給付、手当等の支給 被爆者の健康・生活に関する相談 原爆養護ホームに関する事務の総括
保健部 (保健所)	医療政策課	地域医療の推進
	保険年金課	国民健康保険事業および国民年金事業の総合調整、戦没者の遺族の援護、重度心身障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の補助、後期高齢者医療制度の総合調整
	健康推進課	保健衛生行政の企画および調整 保健予防に係る企画および調整 保健指導に係る企画および調整

直通 504-2191
内線 3951 ~ 3954

(手帳に関すること)
直通 504-2193
内線 3961 ~ 3965, 3981
(手当・原爆症認定に関すること)
直通 504-2194
内線 3966 ~ 3969
(被爆者健康診断・医療給付に関すること)
直通 504-2195
内線 3958, 3971, 3972, 3974
(被爆相談ダイヤル)
直通 504-2196
内線 3973
(黒い雨体験者の相談予約ダイヤル)
直通 504-2613
内線 3982
(504-2257)

直通 504-2178
内線 3841 ~ 3843
(504-2258)

直通 504-2157 ~ 2159
内線 3929, 3931 ~ 3933, 3935 ~ 3939, 3941 ~ 3943, 3945 ~ 3948

(健康づくりに関すること)
直通 504-2980
内線 4045, 4046, 4050, 4079
(健(検)診、保健指導に関すること)
直通 504-2290
内線 3844, 4075, 4076, 4077
(難病に関すること)
直通 504-2718
内線 4055, 4056, 4057, 4089
(予防接種に関すること)
直通 504-2882
内線 4073, 4180

課 名	分 掌 事 務	TEL (FAX)
保健部 (保健所)	医療安全支援センター	医療に関する相談 直通 504-2051 内線 4052、4053、4054
	食品保健課	食品衛生行政に関する企画・調整 食品の安全に関する情報の発信 直通 241-7434 (241-2567)
	食品指導課	食品衛生に係る監視、指導および規制 直通 241-7404 (241-2567)
	環境衛生課	環境衛生行政に関する企画・調整 環境衛生に係る監視、指導および規制 医療および薬事に係る監視、指導および規制 火葬場、墓地および納骨堂に関する事務 直通 241-7408 (241-2567) (病院、薬局などに関すること) 直通 241-1585 (241-2567) (火葬場、墓地などに関すること) 直通 241-7451 (241-2567)

○こども未来局

こども未来局は市におけるこどもの育成に関する事務を担当しており、各課・部等の分掌のうち主なものは次のとおりです。

課 名	分 掌 事 務	TEL (FAX)
こども未来局 調整課	こども・若者・子育て支援の推進に関する調査・企画・総合調整	直通 504-2812 内線 2811、2812、2813、2814 (504-2248)
幼保企画課	市立保育園等の整備・管理・連絡調整、乳幼児に係る教育および保育の支援、保育園等の保育内容の指導および監査	直通 504-2152、2153、2262 内線 2871 ~ 2874 など
幼保給付課	私立保育園等の設置の認可、休廃止の承認および育成	直通 504-2154 内線 2841 ~ 2843、 2846 ~ 2849、 2870、2875
保育園	保育を必要とするこどもの保育	21 ページをご覧ください。
こども青少年支援部	母子保健並びに児童およびひとり親・寡婦家庭の福祉、こども療育センター、青少年の育成、不良行為少年等の自立支援に関する事務	直通 504-2161、2261、2623、 2723、2961、2963、2973 242-2155、242-2013 (504-2727、2966、242-2018) 内線 2851 ~ 2859、 2861 ~ 2864、2867、2869、2822、2824 6402 ~ 6407、6409、6410 5539、5547 (こども療育センターに関すること) 直通 263-0683 (261-0545) 内線 5969
児童相談所	児童に関する相談・指導・判定および児童福祉施設等への入所措置等	直通 263-0694 (263-0705)

区役所（厚生部を除く）・出張所・連絡所

その他の福祉に関する事務は、おおむね次の窓口で行っています。

地域起こし推進課 町内会等との連絡調整。青少年の健全育成等。

保険年金課 国民健康保険・国民年金に関する事務。戦傷病者・戦没者の遺族への給付金の請求の受付。

建築課 民間の施設に対して、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく指導および助言。市営住宅の入居受付・減免手続き等に関する事務。

また、各出張所および連絡所などで行っている事務の内容については、それぞれ異なりますので、お問い合わせください。

所在地 市（区）役所代表電話番号 245-2111

区	機 関	所 在 地	TEL
中 区	中 区 役 所	中区国泰寺町一丁目4-21	—
	市役所サービス・ コ ー ナ ー	〃 基町9-32 広島市水道局基町 庁舎1階	225-3161
東 区	東 区 役 所	東区東蟹屋町9-38	—
	温 品 出 張 所	〃 温品五丁目1-18	289-2000
	戸 坂 連 絡 所	〃 戸坂出江二丁目10-26	229-0127
南 区	南 区 役 所	南区皆実町一丁目5-44	—
	似 島 出 張 所	〃 似島町字家下752-74	259-2511
	青 崎 連 絡 所	〃 青崎一丁目12-7	281-3802
西 区	西 区 役 所	西区福島町二丁目2-1	—
	井 口 連 絡 所	〃 井口鈴が台二丁目14-8	278-1087
安 佐 南 区	安 佐 南 区 役 所	安佐南区古市一丁目33-14	—
	佐 東 出 張 所	〃 緑井六丁目29-28	877-1311
	祇 園 〃	〃 祇園二丁目48-7	874-3311
	沼 田 〃	〃 伴東七丁目64-8	848-1111
戸 山 連 絡 所	〃 沼田町大字阿戸343-1	839-2002	
安 佐 北 区	安 佐 北 区 役 所	安佐北区可部四丁目13-13	—
	白 木 出 張 所	〃 白木町大字秋山2391-4	828-1211
	高 陽 〃	〃 深川五丁目13-7	842-1121
	安 佐 〃	〃 安佐町大字飯室3052-1	835-1111
安 芸 区	安 芸 区 役 所	安芸区船越南三丁目4-36	—
	中 野 出 張 所	〃 中野三丁目20-9	893-2121
	阿 戸 〃	〃 阿戸町6257-2	856-0211
	矢 野 〃	〃 矢野東五丁目7-18	888-1112
畑 賀 連 絡 所	〃 畑賀三丁目30-15	827-0600	

区	機 関	所 在 地	TEL
佐 伯 区	佐 伯 区 役 所	佐伯区海老園二丁目5-28	—
	湯 来 出 張 所	〃 湯来町大字和田166	(0829)83-0111
	砂 谷 連 絡 所	〃 湯来町大字伏谷13-1	(0829)86-0607

※ 各区役所へは、市役所代表電話番号（245-2111）からお取り次ぎします。

||||||| 民間社会福祉事業の窓口 |||||

広島市社会福祉協議会・区社会福祉協議会(区事務所)

市民の社会福祉に対する理解と関心を深め、各区社会福祉協議会および社会福祉関係団体などの行う福祉活動の連絡調整を図り、社会福祉に関する調査研究・広報を行い、住民による地域組織化活動を育成・推進し、もって市民の福祉増進を図ることを目的とする民間団体です。

事業内容 次のような事業を行っています。①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ②社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画 ③社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ④社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ⑤社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ⑥区事務所の相互の連絡及び調整の事業 ⑦保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ⑧ボランティアセンターに関する事業 ⑨まごころ銀行に関する事業 ⑩共同募金事業への協力 ⑪日常生活自立支援事業 ⑫成年後見事業 ⑬生活福祉資金貸付事業 ⑭各種資金の貸付に関する事業 ⑮心配ごと相談事業 ⑯広島市総合福祉センターの指定管理 ⑰地域福祉センターの指定管理 ⑱無料職業紹介事業 ⑲生活困窮者自立支援事業及び家計改善支援事業 ⑳生活支援体制整備事業及び介護予防・日常生活支援総合事業 ㉑その他の事業

構 成 主として社会福祉事業施設・民生委員・社会福祉関係の団体などが構成員となっています。

所 在 地

名 称	事務局所在地	TEL (FAX)
社会福祉法人 広島市社会福祉協議会	南区松原町5-1 BIGFRONT ひろしま 広島市総合福祉センター内	264-6400 (264-6437)
広島市中区社会福祉協議会 (中区事務所)	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル 中区地域福祉センター内	249-3114 (242-1956)

名 称	事務局所在地	TEL (FAX)
広島市東区社会福祉協議会 (東区事務所)	東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター内	263-8443 (264-9254)
広島市南区社会福祉協議会 (南区事務所)	南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館内	251-0525 (256-0990)
広島市西区社会福祉協議会 (西区事務所)	西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター内	294-0104 (291-7096)
広島市安佐南区社会福祉協議会 (安佐南区事務所)	安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター内	831-5011 (831-5013)
広島市安佐北区社会福祉協議会 (安佐北区事務所)	安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター内	814-0811 (814-1895)
広島市安芸区社会福祉協議会 (安芸区事務所)	安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター内	821-2501 (821-2504)
広島市佐伯区社会福祉協議会 (佐伯区事務所)	佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館内	921-3113 (924-2349)

根拠規定 社会福祉法第109条

地区社会福祉協議会

地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、社会福祉関係団体などの行う福祉活動の連絡・調整を図ることによって、その地区における地域福祉活動を推進することを目的とする住民の自主団体です。

事業内容 次の事業を行います。各地区の実情により実施状況は異なります。
①新・福祉のまちづくり総合推進事業（近隣ミニネットワークづくり推進事業、ふれあい・いきいきサロン設置推進事業、地区ボランティアバンク活動推進事業）等の地域福祉活動 ②住民福祉講座等の実施による福祉意識の啓発 ③地区内の団体との連絡調整 ④共同募金事業への協力 ⑤その他の事業

構 成 地区の住民、機能別・世代別の団体、民生委員などで構成されています。

現 況 おおむね小学校区単位を基準として140団体が組織されています。なお、詳しいことは各区社会福祉協議会（各区事務所）または広島市社会福祉協議会地域福祉推進課地域福祉係（TEL264-6403）へお問い合わせください。

心配ごと相談所

日常生活上の悩みごとや心配ごとについて相談に応じ、適切な助言を行うところです。

業務内容 相談員等が、日常生活上の悩みごとや心配ごとの相談を受け、専門的な事項については関係相談機関に紹介しています。

費 用 無料

相談場所・日時

相談場所	相談日時	所在地	TEL
中区地域福祉センター	毎週月～金曜日 8:30～17:15	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階	249-3114
東区総合福祉センター	毎週月～金曜日 8:30～17:15	東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター4階	263-8443
南区地域福祉センター	毎週月～金曜日 8:30～17:15	南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館3階	251-0525
西区地域福祉センター	毎週月～金曜日 8:30～17:15	西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター4階	294-0104
安佐南区総合福祉センター	毎週月～金曜日 8:30～17:15 *弁護士相談(要予約) 毎月第3水曜日 13:00～15:00 *子育てサークル相談 毎月第4火曜日 10:00～14:00	安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター 5階	831-5011
安佐北区総合福祉センター	毎週月～金曜日 8:30～17:15	安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター 4階	814-0811
安芸区総合福祉センター	毎週月～金曜日 8:30～17:15	安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター 3階	821-2501
佐伯区地域福祉センター	毎週月～金曜日 8:30～17:15	佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館5階	921-3113

※ 相談日時が祝日、年末年始、8月6日の時は休みます。

実施主体 各区社会福祉協議会（各区事務所）（10ページ）

||||||| 資格の紹介 |||||

社会福祉主事

福祉事務所に配置されている専門的な職員で、生活に困っている方、児童、心身障害者、高齢者、ひとり親家庭などで様々な心配ごとを持っている方々の相談を受け、必要に応じた支援などを行います。

資格要件 年齢が18歳以上で、人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、次のいずれかに該当する方の中から任用されます。①大学などで厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した方②都道府県知事の指定する養成機関または講習会の課程を修了した方③厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した方（現在、この試験は実施されていません。）④社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持つ方

職務内容 生活保護法・児童福祉法・母子及び父子並びに寡婦福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に定める援護、育成、または更生の措置に関する事務を行います。

根拠規定 社会福祉法第18条・第19条

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士

様々な福祉の分野において、相談に応じたり、介護を行ったりする、福祉に関する高度な知識や技術を身につけた専門家です。

社会福祉士

資格要件 社会福祉士および介護福祉士法に基づく国家資格

職務内容 身体上または精神上の障害があることや環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供、医師等の関係者との連絡および調整その他の援助を行います。

介護福祉士

資格要件 社会福祉士および介護福祉士法に基づく国家資格

職務内容 身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身の状況に応じた介護を行い、その方やその介護人に対して介護に関する指導を行います。

精神保健福祉士

資格要件 精神保健福祉士法に基づく国家資格

職務内容 精神科病院その他の医療施設で精神障害の医療を受けている方や、精神障害者の社会復帰のための施設を利用している方の、地域相談支援の利用に関する相談、その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のため必要な訓練その他の援助を行います。

M E M O